

お知らせ

ごあんない



平成24年度の自動車税（県税）

納期限は5月31日（木）です。

自動車税は、「車検時に納付すればよい税金」ではありません。納期限までに必ず納めましょう。（自動車税（県税）は、コンビニでも納付できます。）

※納期限を過ぎると、納める税金に加えて、年14・6%の延滞金を納付する必要があります。納期限までに納付されない場合は、地方税法に基づいて、差押等の滞納処分を行うことがあります。

【問合せ先】 今治市旭町1-4-19

東予地方局今治支局税務室

TEL 089812312500

軽自動車税の減免申請について

軽自動車税について身体障害等を理由とする減免を受けるには、条例に基づき減免申請をしていただく必要があります。申請される方は、次の要領でお願いします。

■申請受付期間 平成24年5月11日（金）

～平成24年5月24日（木）

■申請に必要なもの

- 1 身体障害者手帳又は療育手帳等
- 2 運転免許証
- 3 印鑑

- 4 車検証（原付の場合は必要なし）
- 5 軽自動車税納税通知書

■減免対象

- 1 歩行困難な身体障害者又は精神障害者が所
有する軽自動車
- 2 18歳未満の身体障害者又は精神障害者と生
計を一にし、身体障害者又は精神障害者を常
時介護する方が所有する軽自動車（1台に限
る）
- 3 身体障害者等が専用に利用する構造の軽自
動車

※ 自動車税（県税）の減免者は対象外とする。

■申請場所及び問い合わせ先

弓削総合支所	住民課	77-2503
生名総合支所	住民課	76-3000
岩城総合支所	住民課	75-2500
魚島総合支所	住民課	78-0011

上島町住宅用太陽光発電システム設置費補助制度のお知らせ

上島町では、地球規模での環境保全及び環境問題に関する意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、昨年度に引き続き、町内の住宅に太陽光発電システムを設置される方に対し、費用の一部を補助します。

（補助金額）

■太陽電池モジュールの最大出力1kWあたり4万5千円（上限18万円）

へお問い合わせ先

弓削総合支所 総務部 企画政策課

TEL 089717712500

FAX 089717714011

平成24年度子ども支援教育相談

のご案内

愛媛県教育委員会では、発育や発達に不安のある

る幼児児童生徒の保護者を対象に、養育や教育についての相談活動を行うことを目的として、「子ども支援教育相談」を実施いたします。経験豊富な相談員が、それぞれのお子さんに応じた適切なアドバイスをを行います。

お子さんのことで何か気になることがありましたら、お気軽に相談してみたいかがでしょうか。なお、相談にはあらかじめ申込みが必要【不切日等は各保育所・各小中学校からの配布文書を参照してください】となりますので、詳しいことは教育委員会までお問い合わせください。

■日時 7月6日（金）

午前9時30分～午後4時30分

■場所 今治市総合福祉センター

今治市中央公民館

■主催者 愛媛県教育委員会

■申込・問合せ先 上島町教育委員会学校教育係

TEL 089717712207

小学校・高校生のための夏休み海外派遣 参加者募集

文部科学省所管の財団法人・国際青少年研修協会では、10事業の参加者を募集しています。体験を通して、お互いの理解や交流を深め、国際性を養うことを目的に実施します。

■説明会 全国14都市 5月下旬

■参加費 21.8～54.5万円予定（共通経費は別途）

■対象 小3～高3の方まで※事業により異なる

■派遣先 米国・英国・豪州・カナダ外4カ国

■内容 ホームステイ・ボランティア・文化交流・学校体験・英語研修・地域見学・野外活動等

■日程 7月26日（木）～8月14日（火）

■締切 6月1日（金）及び11日（月）

※事業により異なる

■問合せ先 財国際青少年研修協会

TEL 031645914661

無料法律相談

憲法週間行事の一環として、次のとおり無料法律相談を実施します。

■日時 5月21日(月) 10時～15時まで(事前の予約は受付けておりません。相談の受付は当日9時から行います。)

■場所 今治市常盤町4丁目5番地3
松山地方裁判所今治支部

■担当者 弁護士

■主催 愛媛弁護士会今治支部

■問合せ先

松山地方裁判所今治支部庶務課
TEL 089812310010

愛媛県職員募集

愛媛県職員採用候補者(上級)試験を次のとおり実施します。受験資格、申込方法等詳細につきましては、愛媛県人事委員会事務局までお問い合わせください。

■第一次試験 6月24日(日) 松山・東京・大阪のいずれかで受験可能

※試験案内及び申込書は5月11日(金)から愛媛県人事委員会事務局、県の各地方局及び支局等で配布予定です。

■問合せ先

愛媛県人事委員会事務局
TEL 089191212826



5月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(火)	長	6:55	287	19:22	265	0:10	112	13:21	122
2(水)	若	7:53	300	20:26	297	1:32	105	14:18	92
3(木)	中	8:43	314	21:19	330	2:38	91	15:05	60
4(金)	中	9:27	328	22:06	360	3:32	76	15:48	30
5(土)	大	10:08	339	22:51	382	4:20	65	16:29	5
6(日)	大	10:48	345	23:35	395	5:04	60	17:10	-13
7(月)	大	11:28	345	—	—	5:48	61	17:50	-21
8(火)	大	0:19	398	12:09	340	6:31	69	18:32	-19
9(水)	中	1:04	391	12:51	328	7:15	81	19:16	-6
10(木)	中	1:51	376	13:37	311	8:02	96	20:02	15
11(金)	中	2:41	356	14:28	291	8:54	112	20:53	43
12(土)	小	3:38	333	15:31	272	9:53	125	21:53	73
13(日)	小	4:42	314	16:51	259	11:03	130	23:04	99
14(月)	小	5:51	301	18:20	259	—	—	12:21	126
15(火)	長	6:58	295	19:39	272	0:28	116	13:32	112
16(水)	若	7:56	295	20:42	292	1:47	121	14:29	93
17(木)	中	8:44	297	21:33	310	2:52	120	15:14	75
18(金)	中	9:24	299	22:15	326	3:43	117	15:53	60
19(土)	中	9:59	300	22:52	337	4:25	116	16:26	48
20(日)	大	10:31	300	23:25	344	5:02	117	16:57	40
21(月)	大	11:00	300	23:57	348	5:35	120	17:27	35
22(火)	大	11:29	299	—	—	6:07	123	17:56	34
23(水)	大	0:29	349	12:00	297	6:38	126	18:26	35
24(木)	中	1:02	347	12:33	294	7:10	129	18:59	40
25(金)	中	1:37	343	13:11	289	7:46	132	19:36	50
26(土)	中	2:16	335	13:55	281	8:27	134	20:19	65
27(日)	小	3:01	326	14:50	273	9:15	135	21:10	83
28(月)	小	3:54	315	16:01	267	10:13	132	22:12	102
29(火)	小	4:55	307	17:24	270	11:19	124	23:27	117
30(水)	長	6:00	304	18:47	285	—	—	12:28	108
31(木)	若	7:03	307	19:58	310	0:49	123	13:33	84

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のもので、
※この潮汐表は、(財)日本水路協会から引用したものです。



下水道使用料金に係る世帯人員の変更について (井戸等使用者対象)

下水道をご使用の方で、井戸水などの地下水をご利用の場合は、住民票に登録されている人員によって下水道料金を算定しています。但し、下記の場合は、人員変更届出書により使用人数を調整いたしますので、該当される方は、届出をしてください。

【対象者】

(ア) 住民票が上島町にあるが、学生、単身赴任、施設等への入所、長期入院その他の事情で生活の拠点が町外にある方

(イ) 住民票が上島町にあるが、学生、単身赴任、施設等への入所、長期入院その他の事情で生活の拠点が上島町にある方

【提出書類】

- 1、世帯人員変更届出書(各総合支所住民課窓口、公営事業課にて受け取れます。)
- 2、上記(ア)の場合につきましては、下記の書類が必要となります。

(生活の拠点が別であることを確認できるものの写し)

- ・学生証又は在学証明書
- ・アパート等の賃貸契約書
- ・長期入院の場合は入院証明書

※これらの長期不在を証する書類の添付が困難な場合、届出書に下水道検針員等の署名捺印が必要となります。

※この届出は1年毎の更新とし、届出がない場合は住民基本台帳法に基づく人員とさせていただきますので、ご注意ください。

【注意事項】

変更届出書がない場合は、住民票に登録されている世帯人員での算定となります。

【問合せ先】 上島町 公営事業課 下水道係
TEL 0897-77-4545

「植えてはいけないけし」をご存知ですか？

大麻・けしに注意しましょう。

県では、けしの花が咲く4月から6月までの3ヶ月間、「不正大麻・けし撲滅運動」を展開して、大麻やけしに関する正しい知識の普及啓発と不正栽培及び自生しているものの発見・駆除などの活動を進めています。

特にけしは、毎年、県下各地で不正栽培が発見されていますが、これは栽培する人が法律を知らなかったり、「植えてよいけし」と「植えてはいけないけし」の区別がつかなかったためと考えられます。

「植えてよいけし」

ひなげしやおにげしなど園芸用として広く親しまれています。特徴は草丈が1 m以下で全体的に弱々しい感じ。茎や葉の表面には粗い毛が生えており、葉は濃い緑色。

「植えてはいけないけし」

特徴は草丈が1 m以上になり、見た目に猛々しい感じ。葉や茎の表面にはほとんど毛がなく、全体的に白っぽい緑色で、ろう質が付着。葉は太い茎を抱きこむような形でついています。

「植えてはいけないけし」の栽培は、目的にかかわらず法律により厳しく規制されています。疑わしいけしや大麻を見つけたときは、今治保健所へご連絡下さい。

お問合せ先

今治保健所 企画課 医療対策係

電話 0898-23-2500（内線315） FAX 0898-23-2531

元気な集落づくり応援団マッチング事業のお知らせ

県では、集落活動の担い手が不足する集落に対して、民間企業・大学等で組織する応援団をマッチングし、ボランティア活動を通じて集落活動を応援しています。

応援団派遣には諸条件がありますので、草刈り、水路の清掃、地域行事の支援など、応援団の派遣を希望する場合は、お気軽に市町の地域振興担当窓口へご連絡ください。

問い合わせ先 県庁地域政策課 電話 089-912-2261

弓削総合支所 企画政策課 電話 0897-77-2500



平成29年（2017）愛媛国体 愛称・スローガン募集

平成29年に愛媛県で開催される愛媛国体を象徴し、広く県民に愛されるような愛称・スローガンを募集します。最優秀各1点、優秀各3点を選定し、賞金及び賞状を授与します。また、応募者の中から100名に記念品を差し上げます。

募集期間 ～6/15(金)

応募方法 郵送、FAX、ホームページで問へ

問い合わせ先 県庁国体準備課（松山市一番町4-4-2）

電話 089-912-2730

FAX 089-912-2729



愛媛国体マスコット
みきゃん